

# いしのまき

# 市議会だより

No. 4

平成18年1月27日



北上川河口のヨシ原

## おもな内容

|             |                   |                   |                   |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 各委員会の審査内容   | ・ ・ ・ ・ ・ P 2～P 3 | 請願・陳情の審査結果        | ・ ・ ・ ・ ・ P 9～P10 |
| 第三回定例会の審議日程 | ・ ・ ・ ・ ・ P 3     | 意見書               | ・ ・ ・ ・ ・ P10～P11 |
| 提出された議案と結果  | ・ ・ ・ ・ ・ P 3     | 第二回臨時会に提出された議案と結果 | ・ ・ ・ ・ P11       |
| 一般質問        | ・ ・ ・ ・ ・ P 4～P 9 | 関係省庁への中央要望        | ・ ・ ・ ・ ・ P12     |
| 人事案件        | ・ ・ ・ ・ ・ P 9     |                   |                   |



この広報紙は環境にやさしい植物性大豆油インキで印刷しています

古紙配合率100%再生紙を使用しています

いしのまき市議会だよりは、環境保護を目的として再生紙を使用しています。

石巻市議会のホームページもご覧ください。  
<http://www.city.ishinomaki.miyagi.jp/gikai.htm>  
へアクセスしてください。

# 条例や補正予算など二十五件可決 ▼第三回定例会▲

十二月五日の本会議で条例や予算などの議案が審議され、総務企画、環境福祉、建設、産経教育の各常任委員会に付託されました。各常任委員会で審査されたことの中から、いくつかの質疑と答弁の要旨を紹介します。

## 総務 企画

### 指定管理者制度について

**問** 指定管理者制度の導入についてたずねます。

**答** 平成十八年四月一日からの制度導入に向けて、現在管理委託している百十七施設のうち、指定管理者に移行すべき施設を選定し、平成十八年第一回定例会に条例案や予算案等を提案する予定です。

公募による指定管理者候補の選定に当たっては、公正かつ透明性を高めるため、有識者と市職員による委員会を設置し、候補者が提出した事業計画書等の内容を、公平な利用、効果的運営および物的・人的能力の有無について審査し、選定する考えですが、これまで地元町内会などが管理していた集会所や公園などは施設の性格上、従来どお

り地元町内会や運営協議会等に管理業務をお願いしたいと考えています。

なお、管理業務の指定期間は、施設の設置目的に応じて、市民サービスの安定性や継続性を考慮し、おおむね三年から五年と考えています。



すでに指定管理者制度を導入している上品の郷

## 環境 福祉

### 在宅ホスピスケアについて

**問** 石巻市立病院で、来年度からスタートする予定の、在宅ホスピスケアの事業内容および採算性についてたずねます。

**答** 国では医療制度改革の中で、総医療費抑制という目標に向かって、医療の提供をどう図っていくかとの議論が進められています。

そうした中、石巻市立病院としても、在宅医療をどのように実施していくのか検討を重ねており、今回、専任の医師一名を採用することができたことから、来年度の在宅医療のスタートに向けて、現在準備を進めているところですが、

具体的な診療内容等については、他地域の事例等を収集しながら今後検討していくこととなります。なお、無駄を省いて効率的な事業運営を心がけることは当然と考えますが、高齢化社会の中で市民サービスを最優先

に考えた際に、今回の事業について採算性の議論はなじまないと考えています。

## 建設

### 施設維持事務所について

**問** 施設維持事務所の業務内容および今後の方向性についてたずねます。

**答** 同事務所は現在、二十二名体制で市全域の道路の補修、側溝清掃、ガードレールなどの交通安全施設の補修や除雪業務をはじめ、スズメバチ等の駆除を行っています。対応が困難なものについては業者に委託しています。

道路の舗装補修などを直営で行うことは、業者委託するよりも単価的には安く、また、迅速な対応が可能と考えていますが、今後の方向性については、行財



在宅医療をスタートする市立病院



施設維持事務所職員による側溝補修

政改革を進める中で検討していきたいと考えています。

産教 経育

「金華かつお」ブランド化事業について

問 金華山沖でとれたカツオのブランド化事業についてたずねます。

答

金華かつおは、南三陸周辺の漁場で冷凍庫を備えた巻き網船が、水揚げしたばかりのカツオをマイナス六十度で瞬時に冷凍保存することにより、長期間、脂が乗った状態で、カツオの鮮度を保つことができるようにしたものです。

関係者による試食会では、参加者から高鮮度で処理したカツオは脂が乗っておいしく、冷凍とは思えないほどの新鮮さと好評で、また「いしのまき市



カツオ水揚げの様子

産品まつり」において、ブランド化事業推進委員会が試食を兼ねて即売会を行ったところ、金華かつおを買い求めるたくさんの方々に、今後は金華カツオのブランド化に向けて、なお一層全国にPRしていきたいと考えています。

第三回定例会の審議日程

- 12月2日 本会議 開会、会期の決定、提案理由説明
- 5日 本会議 条例案等、予算案審議、委員会付託
- 7日 委員会 総務企画委員会、環境福祉委員会、建設委員会、産経教育委員会
- 12日 本会議 一般質問
- 13日 本会議 一般質問
- 14日 本会議 一般質問
- 15日 本会議 一般質問
- 16日 本会議 一般質問、委員長報告、追加議案審議、閉会

提出された議案と結果

条例

〔いずれも原案可決〕

▼石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

▼石巻市児童館条例

本市の将来を担う児童の福祉向上と、健全な育成に資するために、旧石巻幼稚園舎を改修し石巻市中央児童館を設置するに当たり、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

▼石巻市学校給食センター条例の一部を改正する条例

▼石巻市しらすぎ台コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

▼石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部を改正する条例  
〔ごみ集積所に排出された廃棄物のうち、資源物について、持ち去ることを禁止するため、改正するものです。〕

▼石巻市斎場条例の一部を改正する条例

▼石巻市下水道条例の一部を改正する条例

▼石巻市下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例

▼石巻市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立病院における初診時特定療養費の患者自己負担分については、紹介状を持参した患者と、持参しない患者において差異が生じていることから、患者の公平性を図るために、改正するものです。

予算

〔いずれも原案可決〕

▼平成十七年度石巻市一般会計補正予算（第四号）

▼平成十七年度石巻市診療所事業特別会計補正予算（第三号）

▼平成十七年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算（第三号）

▼平成十七年度石巻市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第三号）

▼平成十七年度石巻市農業集落排水事業特別会計補正予算（第三号）

▼平成十七年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第三号）

▼平成十七年度石巻市病院事業会計補正予算（第二号）

その他

〔いずれも原案可決〕

▼民事調停の成立について

▼姉妹都市の締結について  
茨城県ひたちなか市と、姉妹都市の締結をするものです。

▼友好都市の締結について  
山形県河北町と、友好都市の締結をするものです。

▼公の施設の相互利用の廃止に関する協議について

▼公の施設の相互利用の廃止に関する協議について

▼公有水面埋立に関する意見について（福貴浦地区）

▼工事請負の契約締結について（石巻市地域イントラネット）

▼基盤施設整備事業伝送施設及び構内伝送路構築工事）

▼人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

公職選挙法の規定により議員の寄附行為や時候のあいさつ状などは禁止されています

# 市政に対して おたずねします

## 一 般 質 問

第三回定例会の一般質問は、十二月十二日、十三日、十四日、十五日および十六日の五日間行われました。

一般質問には二十五人の議員が登壇し、市政全般にわたって市当局の見解をたずねました。その中から、いくつかの質問と答弁の要旨を紹介します。

### 資源物持ち去り問題への 対応について

**問** 持ち去り問題が発生した経過、被害状況、資源物が運び出されるルートについてたずねます。

**答** 古紙の売却単価が平成十二年以降上昇する傾向にあることから、集積所の資源物が不法に持ち去られる事例が出てきました。

旧石巻市における古紙搬出量も平成十二年と比べて約半減しており、この差年間約五百トンが持ち去られたものと考えられることから、今回、持ち去り禁止の看板の設置や、関係条例の一部改正に至ったところです。

資源物が持ち去られた後のルートについては、さまざまな情報がありますが、現在、特定することに全力を挙げています。



集積所の資源物



行財政改革を推進する石巻市

### 行財政改革について

**問** 平成二十七年まで六百人の人員削減は可能か、たずねます。

**答** 六百人の職員削減は、合併協議において、類似団体の職員数を基準に算定した職員削減目標である五百六十人を基に、その後の地方自治体を取り巻く状況等を考慮して見直しをした目標です。

この削減目標を達成するためには、現在の本市の業務範囲を見直し、民間で事業実施できるものは民間に移行するほか、組織や職制の大胆な見直しを行い、さらに事務事業の民間委託等を積極的に推進するとともに、行政サービスの従事に意欲のある市民と、協働できるシステム等の構築なども模索したいと考えています。

### 長面海岸の浸食と その対策について

**問** 宮城県の調査結果と、浸食を食い止める計画についてたずねます。

**答** 本地区の海岸は、地理的条件により浸食とたい積を繰り返してきましたが、ここ二～三年は、特に県の管理する建設海岸の浸食が顕著でした。

平成十七年一月の低気圧に伴う高波により一層大きく浸食されたため、県は三月から海浜および海底地形などを正確に把握する測量を実施しましたが、現在のところ、浸食の原因について判明していません。県としては、十八年度以降においても引き続き測量を行い、その結果を踏まえて適切な浸食防止策、保全策を計画したいと考えています。



長面海岸

### 旧魚市場周辺の 環境整備について

**問** 旧魚市場周辺の整備を、今後どのような方向で進めるのかたずねます。

**答** 当時国内でも屈指の漁港として、旧石巻市の基幹産業を支えてきた旧魚市場跡地という歴史的背景もあるので、本市としても、湊地区の振興の全体像を考えていく上で、欠くことのできない水辺のエリアであると認識しています。

その整備については、旧北上川河口部の整備も絡めた長期的な視野に立った計画となるので、住民の方々の意見に十分耳を傾けるとともに、河川管理者である国および漁港管理者の宮城県とも情報交換を重ね、市が策定する総合計画との整合性を図りながら進めたいと考えています。



旧魚市場跡



不審者出没情報マップ

### 市民総参加の安全、安心 信頼のまちづくりについて

**問** 市民総参加の不審者ネットワークの強化が求められるが、対応についてたずねます。

**答** 不審者ネットワーク会議は、平成十六年六月の設置以来、安全、安心な環境をつくることを目的に、不審者マップの掲示やホームページへの掲載、子ども一〇番の家対応マニュアルの作成などの事業を実施してきましたが、十七年四月から十一月末までの発件数は三十九件で、前年同期の十九件に比べ二倍以上となっています。

今日の状況を考えて場合、地域で子供を守ることが基本であり、地域の協力が不可欠であることから、各構成団体にに対し、登下校時における地区の巡視、地域防犯体制の強化等を依頼しています。

### 高齢者などの交通手段 の確保について

**問** 交通手段を持たない方々の買い物や通院などの足の確保についてたずねます。

**答** 高齢者など、交通手段を持たない方々への、公共交通の果たす役割は非常に重要ですが、自家用車の普及により、路線バスは利用者が大幅に減少し、バス事業者は、採算性を確保することが非常に困難な状況となっています。

先進各地域でさまざまな取り組みが行われていますが、これからの地域の足は、地域の実情に応じた手段を地域が自ら考え、確保しなければならぬ時代となっています。



住民タクシーーいない号

そのため、現在、来年度中の完成を目前に、新市の交通体系を定める「総合交通計画」の策定作業を進めているところであります。

### 家庭版ISOへの 取り組みについて

**問** 楽しみながら環境意識を高めてもらうため、取り組みではどうかたずねます。

**答** ISOとは、国際標準化機構が定める規格で、環境マネジメントシステムとして、14001が知られています。旧石巻市においても、平成十二年度に環境基本計画を策定し、同計画で定める市民の環境配慮行動を知っていただくため、十三年度にパンフレットを全戸配布し、その中で家庭における簡単な環境マネジメントシステムを掲載した経緯があります。

家庭において積極的に環境保全に取り組んでいただくことは、大変重要なことと考えていますので、家庭版ISOについては新市の環境基本計画の策定の中で検討したいと考えています。



平成13年度に配布したパンフレット

### 総合支所ごとの地域 まちづくり委員会について

**問** 総合支所長の予算要求・予算執行権はどの程度認められるのか、たずねます。

**答** 予算の要求・執行は、総合支所関係係費についてはそれぞれの総合支所が行い、他の目的別に係るものについては、要求は本庁の関係課と協議しながら、執行は本庁の主管課から再配当を受け、本庁の部課長と同様の専決権に基づいて執行しています。

各地域まちづくり委員会では、現在、地域で重点的に取り組む事項を検討し、その結果を提案することになっていますが、予算を伴うものについては、委員会と各総合支所が連携を図りながら、整理および精査し、本庁の担当課を通して、予算要求することに なっています。



### 石巻市中心市街地 の活性化について

**問** 「北上川を生かした街づくり」に着手してはどうかたずねます。

**答** 本市は、市域を横断する北上川にはぐくまれ、その水辺空間は、まとまった自然が存在するとともに、当地方の風土と文化、産業を形成する重要な要素となっていますが、中心市街地を形成する旧北上川河口部周辺は、いまだ無堤地区であり、治水安全度の向上が求められています。

このため、現在、国土交通省を中心に宮城県等関係機関と、河川改修や道路・橋を含めた市街地整備等について議論を深め、市民に親しまれる川づくりと、一体的な魅力ある街づくりが展開できるよう、努めています。



旧北上川河口無堤地区



### 新型インフルエンザ

#### こつこつ

**問** 新型インフルエンザが日本に上陸した場合の、石巻市の対応についてたずねます。

**答** 厚生労働省では平成十七年十一月に、新型インフルエンザ対策推進本部を設置するとともに行動計画を策定し、地方自治体、医療機関等、住民の協力のもとに、迅速かつ確実な対策を講じることとしました。

その中で、地方自治体の取り組みとして、まず、都道府県が対策本部を設置し行動計画を策定、市町村は、県の行動計画に基づき、地域の実情に応じた協力をすることとなっています。

本市としては、国、県等からの情報提供があり次第、市民への周知を速やかに行いたいと考えています。

### 障害者自立支援法

#### こつこつ

**問** 法律の成立を受け、今後どのように取り組むのかたずねます。

**答** 福祉サービスの内容等により、法律の施行時期が平成十八年四月一日と十月一日の二段階となっていることに加え、「制度の周知、現行受給者への通知」、「関係条例や規則等の整備」、「サービスの支給決定のための市町村審査会の設置」や「認定調査員の選定」など、時間がない中、課題が山積しています。

障害者自立支援法は、国会でも負担増の懸念から審議が難航した大きな制度改革であり、本市が策定を進めている障害福祉計画の意向調査の中で、障害者の方々や、その御家族の御意見を聞きながら、新制度に対しての不安解消に努めてまいります。



南境トンネル工事

### 石巻バイパスの

#### 早期供用開始について

**問** 全体計画と進ちよく状況はどのようになっていくのか、たずねます。

**答** 本道路は、国道四五号の蛇田字上沼地区を起点とし、

本市と女川町を東西に結ぶ、延長約十一kmの広域幹線道路で、宮城県が事業主体となり、平成十年度より第一期事業として、国道四五号から県道石巻河北線までの南境工区約二・七kmの区間の整備が進められています。

工事の進ちよく状況は、南境跨道橋が完成し、現在は、軟弱地盤対策としての盛土の継続と旧北上川に架かる曾波神大橋、金沢川の新金沢橋の橋脚部分の工事のほか、平成十八年一月からは南境トンネルに着工する予定で、平成二十一年度完了に向けて工事が進められています。

### 観光産業時代の

#### 地域の将来について

**問** 観光戦略と「祭りのあり方」、「日程の取り方」についてたずねます。

**答** 新市となって初めての各地区の祭りは、旧市町当時の祭りを承継した形で実施しましたが、今後の各祭りのあり方については、今回立ち上げた「観光戦略プラン策定委員会」の中で検討するとともに、各祭りの実行委員会と、地域の歴史および文化にも配慮しながら調整したいと考えています。

また、各祭りの開催日についても、今年のように、市内の祭りの日程が重なるようなことを極力避けるために、地域の夏祭りなどを除き、現在、関係団体と調整を行っているところです。



川開き祭り写真コンテスト作品「笑顔」



市議会議場

### 一〇〇条委員会の

#### 間違った結論について

**問** 職員のごまかしが、百条委員会の結論をねじ曲げたと考えるが、見解をたずねます。

**答** 旧石巻市議会において、電算統合における業者選定等の諸問題に関し事実関係を明らかにするとともに、市民に対する説明責任を果たすため、地方自治法第百条に規定する調査特別委員会が、平成十六年十一月十二日に設置されました。

以後、十九回に及ぶ委員会に議会から要請された資料の提出、市職員の証人としての出頭など、問題究明のため、積極的かつ真剣に対応したところ、議会として、電算システム統合におけるアンフェアや市職員の公文書のねつ造、証言の偽証が全くなかったことが確認され、旧石巻市議会において、既に解決済みの問題であると認識しています。



ハローワーク石巻

### 石巻市図書館の運営について

**問** 多くの市民から親しまれるための工夫やサービスについてたずねます。

**答** 平成十六年度から学校に  
対し、学級を単位とした団体貸し出しを実施しています。多くの学校から申し出があり、朝読書等に活用されています。また、「読書会」や「紙芝居とお話の会」、「手作り絵本講習会」等も参加者から大好評を得ており、このほか、市民の照会に対応するサービスの充実や、特定のテーマによる企画展等も開催しています。

なお、事業の推進に当たっては、今後もボランティアの方々のお借りしながら、サービスの向上につなげたいと考えています。



石巻市図書館

**問** 「働くことの大切さ」を教育に取り入れるべきと考えるが、方針についてたずねます。

**答** 就職・進学を問わず、進路をめぐる環境が大きく変化してきている中で、学校に行かず、働かず、職業訓練にも参加しない「ニート」と呼ばれる若者が増え続けています。日本の将来を考えたとき、働くことの意義や役割について、心身の発達段階に応じて理解を深めることが必要であり、現在も、道徳や特別活動の授業において指導しています。

働くことの大切さを取り入れるべきについては、教育基本方針の重点施策達成のための具体策として、「進路指導の充実」を検討したいと考えています。



桃生町チュニジア通り

### チュニジア共和国との友好親善事業について

**問** 旧桃生町で始まった交流事業に、今後どのように取り組んでいくのかたずねます。

**答** 平成四年に東北大学留学生がホームステイしたこと

をきっかけに、平成九年から旧桃生町とチュニジア共和国は、人的、文化的な交流を積み重ね、その友好関係を築いてきました。遠く北アフリカのチュニジア共和国と交流を行うことは、お互いの国際性を高めるとともに、異なる文化や価値観を受容できる視野の広い人材を育成するという観点から極めて有効であり、ひいては国際平和に資することから、本市は、継続して友好親善事業を実施することとし、その事業のあり方、内容について、在日チュニジア共和国大使館と協議をしながら、検討したいと考えています。

### 小中学校の交通安全教育について

**問** 健やかな成長を願う視点から、交通安全教育の状況についてたずねます。

**答** 交通事故を未然に防ぐためには、何よりも日ごろから、命の大切さや交通規則の順守などの指導が大切であると考えています。各学校では、春と秋の交通安全運動に合わせた街頭指導や交通安全教室を実施し、安全な歩行や、正しい自転車の乗り方に関する指導を行っています。

さらに、交通事故の再発防止に関しても、市教育委員会から文書で学校に通知したり、校長会議や教頭会議の席で注意を呼びかけ、各学校での指導の徹底を図っています。

交通安全教育の重要性を認識し、命の大切さを伝えるとともに、交通安全意識を高めるための取り組みを推進してまいります。



消防団ポンプ車

### 消防団車両とポンプ置き場について

**問** 消防団車両およびポンプ置き場の現状と更新計画についてたずねます。

**答** 本市の各消防団全体で二百四十三台の消防団車両があり、そのうち、消防ポンプ車二台、消防ポンプ付き積載車十台、可搬ポンプ三十五台が二十年以上経過しています。

更新については、一概に年数だけではなく、沿岸地域等の塩害など車両全体の使用状況等を考慮しながら、総合計画、実施計画に位置付け、対応したいと考えています。

また、市内には二百二十三カ所のポンプ置き場等があります。が、これについても、総合計画、実施計画に位置付けし、整備してまいります。



北上川下流域下水道石巻浄化センター  
(宮城県東部下水道事務所)

### 下水道工事の現況は

**問** 県内市町村と比較して遅れている、下水道の進捗よく状況についてたずねます。

**答** 市内各地域においては、それぞれ流域関連公共下水道事業、単独公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業によって整備を進め、順次供用を開始しています。

平成十六年度末の各地域での普及率は、本庁地区約四七%、河北地区は約二五%、河南地区は約七一%、桃生地区は約二四%、北上地区は約六四%、牡鹿地区は約三六%となっており、本市全体では約四五%と、全国平均普及率の約七九%と比較してまだ低い水準にあります。

### 石巻市総合体育館の 駐車場対策について

**問** 土・日など大会が開催されるときは、墓地跡地を開放できないかたずねます。

**答** 総合体育館は第二駐車場を含め百五十台の収容が可能であり、そのほか、臨時的に墓地の移転跡地を利用し三十六台分を確保しています。また、大型バスは、駅前の観光バス駐車場に回しています。

駐車スペースに限りがあることから、大きな大会などの貸し切り利用の場合には、土曜・日曜日に限り職員駐車場の利用や乗り合せでの来館を、主催者にごお願いしているのが現状です。新たな駐車場を設けることは厳しい状況にあり、当面は、墓地移転跡地利用の拡大等を勘案しながら、駐車場の確保に努力したいと考えています。



総合体育館前臨時駐車場

### 交通量の著しい

### 大規模農道の整備について

**問** 市道谷地中線から国道一〇八号までの大規模農道の、市道認定についてたずねます。

**答** 大規模農道は、農産物の生産から出荷、流通、加工の各段階において、農地と集出荷施設、加工施設等を有機的に結びつけるために、地域住民の合意形成に基づき、県営事業によって整備されたものです。

農道であるため、舗装の厚さや橋の構造が低規格となっております。重車両の走行が制限されています。市道認定する場合には、これらの改善はもとより、農業関係や学校関係などとの合意形成が必要であり、現段階では困難なことから、今後、利用形態も含め関係機関と協議し、将来の方向を定めていきたいと考えています。



大規模農道

### 合併後の

### 保育行政について

**問** 保育所への入所希望児童の動向と、保育所の運営についてたずねます。

**答** 女性の就労率の上昇や、出産後も就労を継続する方が多くなり、保育所への入所希望は年々増加してきています。特に、本庁地区において、待機児童が増加傾向にあり、三歳児までの低年齢児童の入所希望が増えている状況です。

保育所の運営については、入・退所および給食に関する事務を除き、本庁で行っています。旧市町区域の居住区内における入所優先枠については、早い機会に整理する考えです。職員配置についても、国の基準や県内各市の状況を踏まえ、新市として新たな配置基準を設け、運営したいと考えています。



水押保育所

### 食育のまちづくり条例

### 制定について

**問** 食材と伝統・文化・生活とのかかわりを多面的にとらえた、食育のまちづくり条例の制定についてたずねます。

**答** 平成十七年六月に制定された食育基本法で食育は、知育、徳育、体育の基礎となるべき「生きる上での基本である」と位置付けられています。同法を推進するに当たって各市町村は、食育推進計画の作成に努めること、また、その作成および推進のため、食育推進会議を置くことができるとされています。

これらの組織および運営に関しては、市町村の条例で定めることになっていきますから、「食育のまちづくり条例」についても、一連の作業の中で検討したいと考えています。





河南中央公園野球場のフェンス

## 河南中央公園の安全対策について

**問** 入園者の安全を確保するため、野球場に防球ネットを設置すべきと考えるが見解をたずねます。

**答** 河南中央公園内には、野球場が設置されていることから、ファウルボールに対処する防球ネットの必要性は認識していますが、本市の財政状況を踏まえ、現在策定中の総合計画に位置付けて、全体の整合性を図る中で対応していきます。

現在、入園者の安全を確保するため、球場を貸し出しする際に利用関係者に対して、ファウルボールに対処する人を張り付けるなどの協力を得ているほか、球場周辺に注意を喚起する看板を設置し、公園を利用される方々の安全確保と事故防止に努めたいと考えています。

## 人権擁護委員候補者に二名の方を

人権擁護委員の二名の方の任期が満了となるため、次の方々を推薦することについて、異議がありませんでした。

【再任】

▼佐々木 まさえ 氏

【新任】

▼加藤 巳代 氏

### 市政を知るために 議会を傍聴してみませんか

次の定例会は、  
二月二十一日から三月二十日までの予定です。

本会議の開催は原則として午後一時からです。なお、議会運営上、開会時刻が変更になることがあります。

また、車いすでの傍聴を希望される方は、職員が案内いたしますので、議会事務局まで御連絡ください。

## 請願・陳情の審査結果

第三回定例会において審議され、採択された請願・陳情は、次のとおりです。

石巻赤十字病院跡地の無償譲渡に関する請願

(請願者)

湊地区活性化推進協議会会長

福田 寿治 外千四百五名

総務企画委員会に付託。十二月七日の委員会での審査結果は採択となり、十二月十六日の本会議で委員長報告後に採択され、市長に送付し今後の経過と結果の報告を求めることに決まりました。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出に関する請願

(請願者)

高金利引き下げを求める

宮城連絡会

代表幹事 新里 宏二

総務企画委員会に付託。十二月七日の委員会での審査結果は採択となり、十二月十六日の本会議で委員長報告後に採決さ

れ、関係機関に意見書を提出することに決まりました。

### 【意見書の要旨】

今日、破産申立件数は、平成十四年に二十万件を突破して以来、平成十五年二十四万件、平成十六年二十一万件と依然として高水準にある。

これは、消費者金融、クレジット、商工ローン等で多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ、倒産による失業や収入減、生活苦、低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている。

また、警察庁の統計によれば、平成十六年度の経済的理由による自殺者は七千九百四十七人にもほり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス、離婚、配偶者間暴力、児童虐待、犯罪等の被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。

現在、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下、「出資法」という)上の、上限金利は年二・九・二%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法の上限金利で営業している。

この出資法の上限金利については、平成十五年七月、ヤミ金融対策法(貸金業の規制等に関する法律(以下、「貸金業規制法」という))及び出資法の一部改正法)制定の際、同法施行後三年を目途に見直すこととされ、その時期は平成十九年一月とされている。

現在、わが国の公定歩合は年〇・一〇%、銀行の貸出約定平均金利は年二%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年二・九・二%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利である。

金融広報中央委員会が実施した世論調査によれば貯蓄のない家庭が二割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れない。年収が二〇〇万円、一〇〇万円台であったり、多くの人がパート労働・契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情である。突発的な資金需要、病気・怪我等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入をすれば、誰でも家計が圧迫され返済困難に陥るのは目に見えている。

リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中

で喘ぐ一般市民が安心して生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

一方、貸金業規制法第四十三条は、債務者が利息制限法の制限を越える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限りこれを有効な利息の支払と「みなす」と規定している。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法違反金利（民事上無効）での貸付を助長し、多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めようとする貸金業規制法第四十三条は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえる。

従って、貸金業規制法第四十三条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取立ての温床にもなっていること等から、その存在意義自体を認める必要性はなく日賦貸金業者（日掛け金融）に認められている年五四・七五％という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が財産的価値を失くしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年五四・七五％という特例金利も直ちに廃止すべきである。よって、石巻市議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び、「貸金業の規制等に関する法律」を左記のとおり改正することを強く要請する。

一 「出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律」

の改正につき、  
（一）現行法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げることを。

（二）現行法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

二 「貸金業の規制等に関する法律」の改正につき、

（一）現行法第四十三条のみなし弁済規定を撤廃すること。

**石巻市蛇田中央公園運動場のトイレを水洗トイレに早期改築に関する請願**  
（請願者）  
石巻市蛇田地区  
行政委員会区長会長  
若生 利治 外六団体



請願現地視察

建設委員会に付託。十二月八日の委員会での審査結果は採択となり、十二月十六日の本会議で委員長報告後に採決され、市

長に送付し今後の経過と結果の報告を求めることに決まりました。

このほか審査中の次の請願は、請願者から取り下げられました。

○「住民基本台帳の原則非公開を求める」意見書提出方請願

## 意見書

このほか、次の意見書二件を原案のとおり可決し、関係機関へ提出しました。

**議会制度改革の早期実現に関する意見書**  
【意見書の要旨】

国においては、第二十八次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議が行われてきた。このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、十二月九日内閣総理大臣に提出された答申の内容を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。よって、国においては、今回報告された事項を含め、とりわけ左記の事項について、再度地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

記

一 議会の招集権を議長に付与すること

二 地方自治法第九十八条二項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること

三 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること

四 議会に附属機関の設置を可能とすること

五 議会の内部機関の設置を自由化すること

六 調査権・監視権を強化すること

七 地方自治法第二百三条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること

**真の「地方分権改革の確実な実現」に関する意見書**  
【意見書の要旨】

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な財政運営を確立することにあり。

地方六団体は、平成十八年度までの第一期改革において、三兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の三・二兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る七月二十日に残り六千億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（二）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る十一月三十日、「三位一体の改革について」決定され、地方への三兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、

真の地方分権改革の理念の沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成十九年度以降も「第二期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成十八年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、左記事項の実現を強く求める。

記

一 地方交付税の所要総額の確保

平成十八年度の地方交付税については、「基本方針二〇〇五」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

二 三兆円規模の確実な税源移譲

三兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への一〇％比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

三 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

四 真の地方分権改革のための「第二期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成十八年度までの第一期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成十九年度以降も「第二期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

五 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

六 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が五〇％とされ、税源移譲の対象とされたところであるが、地方の裁量を高めるため、「第二期改革」において、「地方の改革案」

に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

七 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

八 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成十八年度以降についても、引き続き同時一体的に規模是正を行うこと。

九 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

**第二回臨時会に提出された議案と結果**

平成十七年十一月二十五日に第二回臨時会が開かれ、議案十五件を審議し、いずれも原案のとおり可決されました。

- ▼専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（石巻市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

▼平成十七年度石巻市一般会計補正予算（第三号）

▼平成十七年度石巻市診療所事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市おしかホエールランド事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市国民宿舎事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市駐車場事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市下水道事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市農業集落排水事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第二号）

▼平成十七年度石巻市病院事業会計補正予算（第一号）

## 重要課題の早期解決に向けて

## — 関係省庁への中央要望 —

平成十七年十一月七日、八日、議長、副議長、常任委員会委員長および助役が関係省庁を訪れ、当市における重要課題の早期解決に向けて、次の事項の要望を行いました。



関係省庁への要望

- 合併市町村補助金の経過措置団体への交付に関する要望**
- 《要望先 総務省》
- ◎合併市町村補助金を経過措置団体に対して適用し、必要な財政措置を講じること。
  - ◎国民健康保険制度の改善強化に関する要望
  - 《要望先 厚生労働省》
  - ◎国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。

◎地域経済情勢、被保険者の年齢構成等、市町村の個別事情に即応した国民健康保険関係予算の措置を講じること。

◎調整交付金の算定に当たっては、保険料（税）の収納率による減額措置を廃止すること。

◎三位一体改革に伴い新設された都道府県調整交付金については、国の負担減少分が確実に補てんされるよう、過去の実績に基づいた配分とすること。

◎被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保険保険者への通報制度を確立するとともに、市町村からの照会に対して情報提供が得られるよう配慮すること。

生活保護費負担金及び児童扶養手当費負担金に係る現行の補助率の堅持に関する要望

《要望先 厚生労働省、財務省》

- ◎全国一律の基準により行う生活保護費及び児童扶養手当費負担金に係る国庫負担金補助率を、現行通り堅持すること。

石巻市立病院における医師確保対策に関する要望

《要望先 厚生労働省、文部科学省》

◎医師不足問題は、地域医療の崩壊を招く重大な問題であることから、新たな角度からの医師確保システムの構築を図ること。

◎アスベストの規制強化、飛散防止対策への助成制度の創設並びに健康被害に対する補償制度の充実に関する要望

《要望先 環境省》

◎アスベスト問題について、国民の不安解消と生活環境の確保のため、早急に特段の措置を講じること。

航空自衛隊松島基地所属の航空機騒音に対する生活環境の確保に関する要望

《要望先 防衛庁》

◎松島基地における飛行について、十分な安全対策を講じること。

◎早朝、夜間及び昼休みの時間帯の飛行は避けること。

◎積極的に情報の提供を行うこと。

航空自衛隊松島基地所属の航空機騒音に対する生活環境などの整備の拡充に関する要望

《要望先 防衛施設庁》

◎国において住宅防音工事に対する補助区域等の見直しが行われようとしているが、被害を受けてきた地域住民が漏れることなく救済されるよう住宅防音工事区域等を拡大すること。

◎住宅防音工事の補助区域内にある住民の防音工事・空調機器交換等の申請に対して、実施までかなりの時間を要する現状にあることから、早急に実施するよう改善すること。

地域高規格道路候補路線「石巻新庄道路」の計画路線への早期昇格に関する要望

《要望先 国土交通省》

◎平成十八年度予算において、円滑に道路整備を推進していくため、一般財源を大幅に投入し、道路整備費を拡大すること。

◎国土開発幹線自動車道建設法に基づく、全国一万五千二十kmの高速道路網の整備促進を図ること。

◎地域高規格道路候補路線「石巻新庄道路」の計画路線への早期昇格を図ること。

◎地方部における道路整備の必要性を認識し、積極的に推進すること。

重要港湾石巻港の整備促進に関する要望

《要望先 国土交通省》

◎平成十八年度港湾関係事業予算の完全確保を図り、所要の事業を推進すること。

◎港内静穏度を確保するための南防波堤の早期整備を推進すること。

◎多目的国際ターミナル機能の

充実に向けた整備を推進すること。

◎太平洋沿岸地域における津波観測体制及び情報伝達システムの整備等、総合的な防災対策を強化すること。

道路特定財源については現行の枠組みを堅持するとともに、一般財源を投入し道路整備費の確保を図ることに関する要望

《要望先 国土交通省》

◎地方の道路網整備を推進するため、受益者負担の原則にのっとり、道路特定財源を一般財源化することなく、道路整備に充当すること。

◎広域的交通を支える高規格幹線道路及び地域間の連携強化を図る地域高規格道路の整備について、交通需要が少ないという理由で地方部を後回しにすることなく、着実に整備を推進すること。

燃料油及び石油関連製品の価格安定に関する要望

《要望先 水産庁、資源エネルギー庁》

◎原油価格の高騰に伴う燃料油及び石油関連製品の価格の上昇が、漁業生産者をはじめ、水産加工・流通業者などの水産関連業者の経営を圧迫している中で、燃料油等の価格安定対策を講じること。